

土地鑑定評価等指名業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 飯能県土整備事務所用地部が発注する土地鑑定評価並びに変動率調査及び標準家賃等調査（以下「土地鑑定評価等」という。）の指名業者の適正な選定を図るため、用地部内に土地鑑定評価等指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、土地鑑定評価等の発注に際し、指名する不動産鑑定業者の選定に関し、必要な事項を審査する。

(組織)

第3条 委員会は、用地部長及び用地担当課長をもって構成する。

2 会長は、用地部長をもって充て、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、副所長（事）がその職務を代行する。

(定足数)

第4条 委員会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(運営)

第5条 委員会は、会長が必要に応じて招集する。

(関係職員の出席)

第6条 委員会は、審議の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、用地部長が担当する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員会が定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

土地評価等指名業者選定委員会設置要綱（平成18年4月20日施行）は、廃止する。